

第152回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 1 5 2 回通常総会議事録

1. 日 時 令和4年3月15日（火） 12時58分～13時52分

2. 場 所 東奥日報新町ビル 3階 「New's ホール」

3. 出席者

青 森 県	青 森 市	黒 石 市	十 和 田 市
つ がる 市	平 内 町	外 ヶ 浜 町	今 別 町
蓬 田 村	鱒 ヶ 沢 町	深 浦 町	西 目 屋 村
藤 崎 町	田 舎 館 村	板 柳 町	中 泊 町
鶴 田 町	野 辺 地 町	七 戸 町	六 戸 町
横 浜 町	東 北 町	お いら せ 町	大 間 町
東 通 村	風 間 浦 村	佐 井 村	五 戸 町
田 子 町	南 部 町	新 郷 村	

4. 欠席者

弘 前 市	八 戸 市	五 所 川 原 市	三 沢 市
む つ 市	平 川 市	大 鰐 町	六 ヶ 所 村
三 戸 町	階 上 町	医 師 国 保 組 合	

5. 事務局

奈良事務局長外12名

6. 提出議案

- (1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件
- (2) 議案第1号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会
事業計画（案）の件

- (3) 議案第 2 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計予算（案）の件
- (4) 議案第 3 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計予算（案）の件
- (5) 議案第 4 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計予算（案）の件
- (6) 議案第 5 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計予算（案）の件
- (7) 議案第 6 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会第三者行為
損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算（案）の件
- (8) 議案第 7 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会レセプト
電算処理システム準備積立金特別会計予算（案）の件
- (9) 議案第 8 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計予算（案）の件
- (10) 議案第 9 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計予算（案）の件
- (11) 議案第 10 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計予算（案）の件
- (12) 議案第 11 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算（案）の件
- (13) 議案第 12 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会特定健康
診査・特定保健指導等事業特別会計予算（案）の件
- (14) 議案第 13 号 青森県国民健康保険団体連合会
手数料徴収規則の一部を改正する規則（案）の件
- (15) 議案第 14 号 青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業規則等の一部を改正する規則（案）の件

小田切総務課長	第152回通常総会の開会を告げた。 (とき：12時58分)
小野寺理事長 奈良事務局長	主催者挨拶。(要旨別紙) 議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、青森県町村会会長の平内町長 船橋 茂久 氏を選任した。
議 長	就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は31名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議 長	議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、蓬田村長 久慈 修一 氏、東北町長 長久保 耕治 氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明にとどめるよう事務局に対し指示した。
議 長	本総会の提出議案である報告事項1件、議決事項14件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局に説明を求めた。
奈良事務局長	事務局長の奈良から説明したい。 報告第1号は、理事長専決処分事項報告の件である。 議案書は3頁からとなる。 また、説明資料を用意したので、本日配付の資料No.1をご覧願いたい。 専決事項は2件で、いずれも国保法の規定により、去る12月16日に専決したものである。 資料の1頁をご覧願いたい。 1つ目は、一般会計に係る「新型コロナウイルス感染防止対策支援事業実施に伴う予算補正」である。 (1)の補正理由として、国は、介護と障害福祉サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の係り増し費用を支援することとし、この申請受付と支払事務を国保連合会に行わせることとした。

これに伴い、実施者である県との委託契約を事業開始までに締結する必要があったことから、予算補正したものである。

(2) の補正内容であるが、一般会計の歳入に事業管理費、介護事業所への支援金分、障害事業所への支援金分の3つの目を新設し、それぞれに係る県の受入金に合わせて6,246万2,000円追加し、歳出に各支出分として同額を追加している。

この補正予算の総括表は、2頁のとおりである。

2件目は、診療報酬審査支払特別会計の予算補正である。

(1) の補正理由は3点ある。

1点目は、新型コロナワクチンの住所地外接種件数の増加と追加接種の開始により、業務勘定においてデータエントリー料を2,863万円追加するとともに、抗体検査費用支払勘定に接種機関へ支払う接種費用を2億8,673万円追加したものである。

2点目は、コロナワクチン3回目の追加接種分から請求様式が変更され、これに係るシステム改修が全額国庫補助で行われることとなったことから、その経費179万円を業務勘定に追加している。

3点目は、コロナウイルス感染拡大により、PCR検査費用など関連医療費の支払予算に不足が生じる見込みとなったため、公費負担医療支払勘定に8,135万6,000円を追加したものである。

この補正内容の勘定科目ごとの内容は、4頁に補正予算総括表として載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は原案どおり承認する旨宣した。

議 長 次に、議案第1号令和4年度事業計画の件について、事務局に説明を求めた。

舛 甚 常 務 理 事 常務理事の舛甚である。

令和4年度の事業計画については、議案書に詳細に記載

しているが、その中から5項目を資料No.2にまとめたので、それに基づき説明したい。

1頁をご覧願いたい。

1点目は、国保と後期高齢者医療の審査支払業務の推進についてである。

水色の棒グラフは国保の支払額であるが、右端の令和3年度では、前年度比27億円増の983億円と見込んでいる。

新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えで減少した令和2年度に対し、コロナ禍前の状況に戻りつつある。

一方、ピンク色の後期の支払額であるが、国保同様、令和3年度では48億円増の1,605億円となる見込みである。

審査業務については、審査委員の先生方と連携し、適正審査に努めることとしている。

2頁をご覧願いたい。

2点目は、国保共同処理業務の推進についてである。

市町村国保事務の広域化、効率化等に向けた本会の主な取組をまとめたもので、①の保険者事務の共同実施をはじめ、右側の②からは保険者努力支援制度に関連する項目であり、②の医療費適正化、③の収納対策、④の保健事業関係業務を推進することとしている。

これらの中で、朱書きしている部分が2つある。

左側の①の11番目「国保総合システム等に関する研修」、それから右下の④の3番目に記載している「KDBシステムに関する研修」、これは今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合での研修会が開催できなかったため、市町村に出向いたり、本会に来ていただくという個別実施に切り替えたところであるが、これが大変好評だったので、4年度も個別形式で実施することとしている。

3頁をお開き願いたい。

3点目は、特定健診・特定保健指導関連業務の推進についてである。

令和2年度分の特定健診実施率の速報値が昨年11月に公表され、グラフの上部の表に記載しているが、県平均は33.8%で、前年度に比べ4.2ポイント減となっており、制度開始の平成20年度以来、初めての低下となった。

これは、国から、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間は特定健診等の実施を控えるよう通知があったこと、また、その後も受診控えが続いたことが主な要因と思われる。

全国平均も同様に前年度を下回る結果となっている。

4頁をお開き願いたい。

特定保健指導の実施率で、これも低下している。

次は5頁である。

特定健診実施率を市町村毎の年代別にグラフ化したもので、今回初めて資料として調製した。

県全体では、上部の赤枠で囲っている40代、50代の働き盛り世代の実施率が低い状況にある。

本会としては、健診実施率の向上に向け、引き続き広報活動や保健協力員活動の活性化に取り組んで参りたい。

6頁をお開き願いたい。

4点目は、介護保険関連業務の推進についてである。

平成12年度の制度創設時は520億円だった支払額は、22年目になる令和3年度は、約2.7倍増の1,397億円になる見込みで、高齢化とともに増加の一途をたどっている。

この介護保険にも保険者努力支援制度があるので、本会としては、介護給付費通知やケアプラン点検など介護給付適正化事業への市町村支援に努めて参りたい。

次は7頁である。

第5点目は、障害者総合支援給付関連業務の推進についてである。

左側の(1)の障害者分、それから右側の(2)の障害児分のどちらも年々増加している。

引き続き、審査支払業務の円滑な運営に努めて参りたい。

議

長

事業計画の説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議

長

次に予算関係であるが、はじめに審査支払手数料単価の引き上げについて事務局に説明を求めた。

奈良事務局長

資料 No. 3「令和4年度からの審査支払手数料の引き上げについて」を準備願いたい。

理事長の開会挨拶にもあったとおり、国保制度のインフラともいえる「国保総合システム」の機器更改方針が、国の規制改革実施計画を受けた「審査支払機能に関する改革工程表」により大幅に変更になり、多額の係り増し費用が発生し、審査支払手数料の引き上げが必要となったものである。

まず、資料の1頁をご覧願いたい。

国の意向を踏まえた「改革工程表」により、急遽変更された国保総合システムの次期更改内容と更改スケジュールである。

上の表の変更された更改内容は、大きく2点である。

まず水色の部分であるが、「国保側の単独で運用してきた国保総合システムは、社保の審査支払機関である支払基金のシステムを取り込んで共同利用をすること」、また、もう1点は、下のベージュ色の部分で、現在、各都道府県の国保連合会にそれぞれ設置されている国保総合システムを「全国一拠点に集約してクラウド化すること」とされている。

このため、下のスケジュールのとおり、通常は2年で済むシステムの開発が、次期システムに関しては4年度からの2年間では国の要求を達成できず、6年度に次期システムを稼働させた後も、第2段階としてさらに2年間の開発が必要となっている。

このため、国保単独でこれまでどおりの各都道府県に設置するということで準備を進めてきた国保側に、膨大な初期投資が必要となり、国の負担を差し引いてもなお、大き

な追加負担が発生した。

2頁がその次期更改に必要な開発負担金である。

中段に全国総額があるが、その一番右にあるように、国の負担分を差し引いても、合計で696.8億円と巨額なものになっている。

そのうち本県の負担額は一番下の欄で、減価償却積立を含め、総額9億6,379万円が見込まれており、これを国保総合システム運用の原資である審査支払手数料の引き上げで調達する必要性が生じたものである。

3頁は、その審査支払手数料引き上げの案である。

表の「1」の「本県分の開発負担金総額9億6,379万円」をレセプト件数で按分したものが「2」の国保と後期の制度別の負担額である。

それから「3」のそれぞれの会計で積立してきた減価償却等の保有財源を差し引き、「4」が手数料引き上げの必要な対象額で、国保が3億2,232万5,000円、後期が5億676万8,000円である。

これを「5」の4年間のレセプト件数で割り返して、「6」のとおり、国保が16円04銭、後期が19円93銭の手数料引き上げが必要となっている。

この引き上げ額を現行単価に加えた令和4年度以降の審査手数料単価が「7」で、国保が99円80銭、後期高齢者医療が89円10銭である。

なお、参考として欄外にあるが、10月15日の国保主管課長会議で説明した際は、その時点で示されていた負担額が概算であったため、18円26銭程度の引き上げが必要であるとお知らせしていたところである。

4頁は、今回の引上げ額の算定に係る調整である。

本県が負担する開発負担金は、開発の工程に合わせ、年を追うごとに上昇する見込みが示されており、何らかの調整をしなければ、審査手数料単価も赤い点線のとおり大きく上昇することになる。

これを解消するため、青い線のように審査手数料単価を

平準化して同単価で固定し、4年度、5年度の前半2年間は余裕分を持たせ、それを国税庁が認めているICT積立金等で管理して後半2年間に充当することで、急激な単価上昇を抑制しているものである。

続いて5頁である。

今回の国保総合システムのクラウド化によるコストメリットである。

国は「クラウド化は大きな初期投資を伴うが、中長期的には経費削減が図られる」としているので、それに基づいて本県分を試算したものである。

(1)のクラウド化の費用と(2)のこれまで同様にオンプレミス方式、いわゆる各都道府県に設置した場合の費用を比較したのが(3)のコストメリットで、ご覧のように令和12年度からは経費削減効果が表れ、令和18年度まででは1億5,400万円程度の経費節減が見込まれる。

また、それ以降は永続的に経費節減が想定される。

続いて6頁である。

各市町村が県に納める令和4年度の国保事業費納付金である。

国保の審査支払手数料は、この納付金に含まれているので、県が1月7日に市町村に通知した一般被保険者分の算定結果をもとに本会が調整したものである。

左の表のとおり、納付金総額はほとんどの市町村が令和4年度は令和3年度に比べ減額となっている。

右側に内訳があるが、真ん中の「審査支払手数料部分」は単価引き上げのため、ほとんどの市町村が上昇している。

しかし、一番右の納付金の太宗を占める「医療費等部分」が、被保険者数の減少や県の国保特別会計の剰余金の活用などで大きく下がっていることで、総額が下がっているものである。

最後に7頁である。

ここからは、この国保総合システム次期更改に係る国庫補助獲得に向けた地方6団体への協力要請である。

今回のシステム更改は、国の意向で変更されたものであるため、国が責任をもって財政負担するよう、昨年から地方6団体のご協力のもと国に要望している。

その結果、令和4年度分については、国の負担分が政府予算に措置されている。

しかしながら、今後も多額の国の負担が必要なため、下の要望書をもって、「市町村にこれ以上の追加の負担が生じないよう国が責任をもって財政負担すること」を引き続き国に要請いただくよう、地方6団体の県内事務局に対しお願いしたところである。

8頁にその結果を取りまとめているが、今回は、各団体の令和5年度財政要望の取りまとめ時期に合わせ、2月中に実施しており、各団体とも、趣旨に賛同いただき、前向きな回答をいただいている。

以上、国保総合システム次期更改に係る審査支払手数料引き上げの状況を説明したが、理事長の挨拶にもあったとおり、このシステムは国保事業の基盤を支える大変重要なもので、全国一体となって安定運営を確保しなければならないので、何卒ご理解とご協力をお願いしたい。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議がなかったことから、ただ今の説明を踏まえ、議案第2号令和4年度一般会計予算の件から第12号令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計11件について、説明するよう事務局に求めた。

予算案については、要点を簡潔に説明するための資料を用意したので、資料No.4「令和4年度本会予算（案）説明資料」をご覧願いたい。

はじめに、1頁は予算総括表である。

議案第2号の一般会計から1番下の第12号特定健診関係特別会計までの合計額は4,916億4,998万円で、前年度に比べ7億3,371万5,000円の増である。

各会計の予算の概要は2頁から掲載している。

この資料は、左から議案番号、会計区分、その右隣りに

議

長

奈良事務局長

歳入面での前年度との比較・説明、そして一番右に歳出面の前年度との比較・説明で、主な増減理由は赤字で表記している。

まず、議案第2号は一般会計の予算である。

会計の名称の下に負担金の賦課基準額を記載しているが、一般負担金・平等割は1保険者当たり20万円、被保険者数割は1人当たり254円で、いずれも据え置きである。

まず、歳入面である。

1款・負担金は、増減の理由欄のとおり、被保険者数の減少に歯止めがかからず178万円の減である。

8款・県支出金の6，245万円の減は、専決事項で報告した、介護・障害事業所への新型コロナウイルス感染防止対策支援事業が令和3年度で終了するため、その県からの受入金がなくなるものである。

なお、これは、歳出3款の事業費においても同様に、介護事業所等への支援費が同額減額となっている。

一般会計の合計額は、前年度比6，628万5，000円減の1億2，429万2，000円である。

続いて、3頁である。

議案第3号は、国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計予算である。

まず、運営費を経理する業務勘定であるが、審査支払手数料単価は、先程説明したとおり、16円04銭引き上げの99円80銭で編成している。

歳入1款・手数料は、5，532万円の増である。

これは、増減理由欄の○の2つ目、手数料単価引き上げにより8，660万円ほどの増収となる一方で、○の4つ目、コロナワクチンの住所地外接種は4年度に大きく減る見込みのため、この事務費を2，880万円減じたことによるものである。

5款の繰入金金の増は、国保総合システムの次期開発負担金に充てるため積立金を取り崩すものである。

歳出面では、4款・国保中央会負担金が7，161万円

の増である。

理由の3つ目にあるとおり、次期国保総合システムの開発負担金6,714万円を新たに納め、審査支払手数料の引き上げによる増収8,860万円を充てるものである。

なお、その残額分はICT積立金で管理し、5年度以降の開発負担金に充当していくため、5款・積立金が3,022万円増加している。

以上で、業務勘定の合計額は、前年度比7,499万6,000円増の8億5,482万5,000円である。

続いて、4頁をお開き願いたい。

国保に係る4つの支払勘定である。

支払勘定は、医療費等を保険者から受け入れし、医療機関などに支払するための通過勘定であり、過去の実績や国の医療費推計を参考に見込んでいる。

一番上は国保の医療費分で、合計額は前年度比24億1,920万円減の1,012億6,036万3,000円である。

その下は、難病や乳幼児医療など、20項目の公費負担医療を経理している支払勘定で、合計額は前年度に比べ7,688万3,000円減の39億3,196万5,000円としている。

その下は、出産育児一時金等支払勘定で、合計額は前年度に比べ5,040万円減の4億5,362万円としている。

一番下は、国の風しん追加対策と新型コロナワクチンに係る抗体検査・予防接種費用等を経理しているものであるが、国の推計に合わせ、風しん対策の接種費用を大きく減額したため、合計額は前年度比5億5,793万円減の7億3,931万9,000円としている。

続いて、5頁である。

議案第4号は、職員退職手当特別会計である。

歳入の増減理由欄のとおり、定年退職者への退職金の支払いと積立計画に基づく各会計からの繰入金との相殺で、令

和4年度末の保有額は、前年度比249万9,000円減の2,289万5,000円となる見込みである。

次の議案第5号は、国保新聞等特別会計である。

国保新聞や参考図書在市町村への斡旋、また被保険者証等の共同印刷費、市町村が使用するシステム端末のリース料などを経理しており、合計額は前年度比354万円増の9,254万3,000円である。

次に、議案第6号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

この会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村に代わって保険会社や加害者から求償し、市町村等に送金しているもので、令和4年度の取り扱い額は、実績を勘案し、3年度と同額の3億3,000万円としている。

次に、議案第7号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

この会計は、支払基金と国保中央会による診療報酬改定などに係るシステム共同開発経費に充てているもので、国が定めた手数料単価、レセプト1件当たり68銭を市町村から受け入れし、全額を国保中央会に特別分担金として納入するもので、合計額は前年度に比べ8万1,000円減の367万3,000円である。

続いて、6頁である。

議案第8号は、介護保険関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は71円で据え置きである。

歳入1款・手数料は210万円の減である。

これは、理由欄の○の2つ目、介護事業所等がインターネット請求する際に必要な電子証明書の発行に係る手数料が減る見込みによるものである。

なお、この手数料は、そのまま認証機関に支払うもので、歳入歳出同額を計上しているものである。

5款・繰入金924万円の増は、理由欄の積立金が、翌年度一旦全額を繰り入れる「洗い替え方式」のため、令和

4年度のシステムリース代と次期機器更改等に備えるために、令和3年度に積み立てた分が増額となって計上されている。

歳出面では、6款・積立金は733万円の増である。

令和5年度のシステムリース料、また、多額の支出が想定される令和7年度の介護保険システムの機器更改に向けた準備のために、総務費等の不用分を財源として積み増ししたいというものである。

以上で、業務勘定の合計額は、前年度に比べ80万5,000円減の2億491万8,000円である。

続いてその下は、介護給付費の支払勘定である。

介護給付費は、国の推計値などを参考に、前年度比0.4%程度伸びると見込み、合計額は前年度に比べ6億3,600万円増の1,488億1,239万7,000円としている。

その下は公費負担医療支払勘定であり、生活保護受給者の利用者負担分の支出が伸びており、前年度比3,600万円増の19億2,541万5,000円としている。

続いて7頁である。

議案第9号は、障害者総合支援法関係の特別会計である。

まず業務勘定であるが、審査支払手数料単価は160円の据え置きとしている。

歳入1款・手数料は39万円の減である。

理由欄の○の1つ目のとおり、障害レセプトの件数の伸びにより300万円程度の増収が見込まれるが、介護保険分と同様に、歳入歳出同額を計上する電子証明書の発行手数料が減となるため、見かけ上減収となっている。

歳出では、3款・積立金が559万円の増である。

これは、7年度の機器更改への備えとして、国が認めたICT積立金により積み増しをしたいというものである。

以上で、業務勘定の合計額は、前年度に比べ173万7,000円増の6,021万9,000円である。

その下は、障害介護給付費の支払勘定である。

障害給付は前年度比2.8%程度の伸びが見込まれており、合計額は前年度に比べ11億2,800万円増の412億7,703万7,000円としている。

その下の障害児給付費は、18歳未満の障害給付費であり、右肩上がりで伸びている給付費であるが、令和3年度に余裕をもって予算措置していたため、合計額は3年度と同額の67億9,207万9,000円としている。

続いて、議案の第10号は、医師確保対策事業特別会計である。

この会計は、歳出から説明させていただきたい。

歳出1款・事業費が令和4年度の学生への修学資金支援費で、前年度比530万円減の1億4,396万7,000円で、これを市町村と県がそれぞれ負担割合に応じて拠出することとなる。

ただし、歳入の4款・繰越金の理由欄のとおり、前年度決算剰余金が市町村と県の負担分にそれぞれ充当されるので、1款の市町村の負担金は3,402万6,000円、2款・県支出金は1億767万4,000円となり、この会計の合計額は前年度比642万2,000円減の1億4,406万9,000円である。

続いて、8頁である。

議案第11号は、後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、審査支払手数料単価は19円93銭引き上げの89円10銭である。

歳入面では、1款・手数料が1億3,205万円の増である。

これは、理由欄の○の2つ目のとおり、審査支払手数料引き上げによる増収が主なものである。

これを財源として、歳出5款・国保中央会負担金において、国保総合システム開発負担金の後期分として8,246万円を支出する。

その残額はICT積立金で管理し、翌年度以降の開発負担金に充当していくこととなるので、歳出6款・積立金が

前年比4, 550万円の増となっている。

この後期高齢者医療の業務勘定の合計額は、前年度に比べ1億1, 821万2, 000円増の8億7, 324万7, 000円である。

その下は、後期高齢者に関する医療費の支払勘定である。

団塊の世代が後期へ移行することになり、合計額は前年度に比べ18億8, 400万円増の1, 813億8, 020万3, 000円としている。

一番下は公費負担医療支払勘定で、高齢者の15項目の公費負担医療費を経理しているもので、合計額は前年度に比べ6, 600万円増の6億7, 814万円である。

9頁をご覧願いたい。

議案第12号は、特定健診関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、データ管理手数料は190円で据え置きである。

歳入では、1款・手数料が、被保険者数の減少によるデータ取扱件数が減るため、45万円程の減が見込まれる。

歳出面では、2款・積立金が157万円の増となっている。

これは、特定健診システムにおいても、令和8年度に機器更改が予定され、クラウド化による大きな初期経費が見込まれるので、歳入3款・繰越金の増分等を財源に、その準備に向け、できる限りの積み立てをさせていただきたいというものである。

業務勘定の合計額は、前年度に比べ173万5, 000円増の3, 800万4, 000円である。

その下は、国保被保険者の特定健診等費用の支払勘定で、加入者の減少により、合計額は前年度に比べ6, 000万円減の10億3, 863万8, 000円としている。

一番下は、後期高齢者の健診費用の支払勘定である。

後期は若干の伸びが予想され、合計額は前年度に比べ2, 400万円増の6億1, 211万9, 000円である。

最後に10頁をご覧願いたい。

積立金の状況である。

ただいま説明した積立計画に基づいた各会計の予算案による積立により、令和4年度末の保有額見込みは、8番の合計額の欄で、前年度に比べ1億1,075万2,000円増の4億252万2,000円である。

この増加分は、国保総合システムの翌年度以降の開発負担金に充てるための資金の管理分、また、介護、障害、特定健診システムの次期更改に向けた準備積立の増によるものである。

予算関係の説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第2号から第12号までの計11件の議案は、原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に、議案第13号手数料徴収規則の一部を改正する規則の件、同じく第14号医師確保対策事業規則等の一部を改正する規則の件の2件について、事務局に説明を求めた。

奈良事務局長 議案書の171頁をお開き願いたい。

議案の第13号は、本会手数料徴収規則の一部改正である。

173頁の新旧条文対照表をご覧願いたい。

先程予算案で承認いただいた審査支払手数料単価について、第2条第2項の国保分を83円76銭から99円80銭に、また同条第6項の後期高齢者医療分は69円17銭から89円10銭に改めるものである。

続いて、議案第14号は、本会医師確保対策事業規則等の一部改正である。

これについては、簡潔に説明するための資料を用意したので、資料No.5を準備願いたい。

この事業は、弘前大学医学部の学生に、卒業後、県内医療機関で一定期間勤務することを条件に修学資金を貸し付けているものであるが、実質的な調整を行っている県が市町村と協議した結果を踏まえ改正するもので、改正点は2点ある。

1点目は、1頁の募集枠の変更である。

背景であるが、下の表の現状の黄色い点線で囲った学士枠は貸与希望者が少なく、定員割れが続いており、かつ、卒業後、貸与された修学資金を一括返還して県外に転出する割合が高いことから、下の見直し案のとおり、3名の学士枠を廃止し、この財源を活用して、卒業後に県内で勤務する学生が多い一般枠を7名拡充するものである。

第2点目は、卒業後に勤務し、義務を履行できる医療機関の追加である。

この事業は、貸付期間の1.5倍の期間を指定医療機関で勤務することにより、貸付金の返還が免除される。

その指定医療機関の1つの弘前市立病院が、この4月に国立弘前病院との統合による新たな中核病院の設立で閉院となる。

そのため、弘前市立病院の医療機能を引き継ぐ、新中核病院を指定医療機関に含めるというものである。

なお、これは、平成26年度に国立青森病院が、県立あすなろと県立さわらびの2つの医療療育センターの機能を引き継いだ際の例を踏襲したものである。

この2点に関して、当該事業規則、細則、事業規程の関係部分を改正し、令和4年4月1日から適用したいというものである。

説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第13号及び第14号は原案どおり決定する旨宣した。

全議案の議了を宣した。(とき：13時51分)

閉会挨拶。(とき：13時52分)

総会日程の終了を告げた。

議長
副議長
高樋副理事長
小田切総務課長

上記第152回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月4日

議長

船橋茂久

令和4年4月6日

議事録署名者

久慈修一

令和4年4月7日

同上

長久保耕治

第152回通常総会・理事長挨拶文

とき 令和4年3月15日 午後1時

ところ 東奥日報新町ビル 3階「Newsホール」

第152回通常総会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、明年度の予算議会、また、新型コロナウイルス対応等、大変ご多忙のところご出席賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、本日は総会でございまして、来年度、令和4年度の事業計画・予算案等について、ご審議を賜われます。

私の方からは、2点、議案審議と併せまして冒頭申し上げます。させていただきます。

まず、1点目は、昨年6月の健康保険法等の一部改正に伴う大きな動きでございます。

各市町村でもご対応いただいているかと思えますけれども、後期高齢者の窓口負担の割合を見直されましたこと、また子どもに係る国保税（料）の減額措置なども盛り込ま

れて、本年4月からの順次施行となつてございます。

ご承知のとおり、「全世代対応型の社会保障」の構築のためということでは設けられた体制でございました。

保健・医療・介護、密接に関連しております当国保連合会につきましては、その実現に向けまして、市町村みなさまへの支援の強化が求められるところでございます。

本会といたしましては、従来から行っております医療費適正化対策や介護予防への取り組み、また、保険者努力支援制度の評価指標達成に向けた支援等に万全を期することとはもちろんでございますが、今般、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の費用請求の支払業務なども担っております。

そうした、国の方でも推進されます、この保健医療対策に協力する形で努めて参ることを申し上げます。

2点目は、ご審議の中にもございます、予算関係、国保事業納付金に算入する審査支払手数料についてでございます。

国保事業のインフラでございます、国保総合システムの次期更改経費、国の方針で計画変更がございました。

その想定額は大変大きなものとなっております。

私ども国保連でも積立金を準備して、また国庫補助金を

充てていくわけですが、なお多額の不足が生じるという事になってございます。

一方で、国保の審査支払手数料は、収入が大きく落ち込んできております。

国保加入者の減少、また急速な高齢化によるものでございます。

このため市町村から県に納める「国保事業費納付金」算入の審査支払手数料につきましては、国保分1件当たり16円4銭引き上げの99円80銭、また後期分につきましても19円93銭の引き上げ89円10銭という形で、予算を編成させていただいております。

詳細につきましては、後程事務局からご説明申し上げますけれども、この国保総合システム、医療費の審査支払のみならず、国保事業の基盤を支えるほとんどのデータを処理するものでございます。

全国一体となって安定運営を確保するという形で、今年度、対応させていただきたく、何卒ご理解をいただきまして、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。